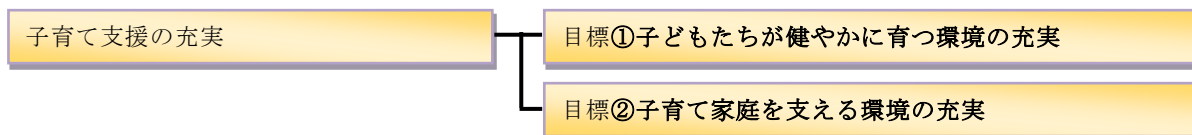


3. 子育てと健康長寿を支えるまちづくり

3-1 人にやさしいまち

(1) 子育て支援の充実

【施策の体系】



①子どもたちが健やかに育つ環境の充実

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎地域子育て支援センター事業の促進【福祉課】

私立保育園が運営する地域子育て支援センターを活用することで、子育て中の保護者や子どもが気軽に集い安心して意見交換ができ、育児について気軽に相談できる仲間づくりができる等、幅広い子育て支援につながった。

また、地域においての子育て支援を行い、在宅で子育てを続けている保護者の不安や負担を軽減した。

◎地域活動支援事業の促進【福祉課】

町内の保育園において、地域の高齢者や小学生との多世代交流を実施し、地域の高齢者等の子育て支援への参加促進が図られた。

◎要保護児童対策地域協議会の設置【福祉課】

代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議を開催することで、関係者との連携が図られ、要保護児童の家庭に対して適正な支援を行った。

◎子ども家庭支援センターによる利用者支援事業の実施【福祉課】

平成29年度に設置した子ども家庭支援センター「みらい」による利用者支援事業を活用し、児童虐待や子どもの貧困など子どもを取り巻く様々な問題を抱える家庭に対して、総合的な相談支援を行った。

◎少子化対策の推進【福祉課】

少子高齢化が進展する中、子育て応援フェスティバルを開催することで、誰もが子育てに関心を持ち、地域全体で子どもや子育て家庭を支援する環境を醸成した。

◎第2期子ども・子育て支援事業計画の策定【福祉課】

平成27年度から令和元年度までの子ども・子育て支援事業計画で策定した子育て支援策を引き続き計画的に推進するため、第2期子ども・子育て支援事業計画を策定した。あわせて、子どもの貧困対策を総合的に推進するための「子どもの輝く未来応援計画」、平成30年9月に閣議決定された「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取り組みについても包括的に盛り込むことができた。

◎臨床心理士による定期観察事業の実施【福祉課】

臨床心理士による定期観察を実施することで、支援の必要な児童を把握し、保育の仕方への助言を受けることができた。また、保護者への指導助言により、子どもの早期療育に

つながった。

◎障害児通所支援事業所の確保【福祉課】

未就学児のための児童発達支援と就学児のための放課後等デイサービスを行う通所支援事業所を確保することで、町内の障がいのある子どもの療育支援と障がいのある子どもたちを持つ家庭の負担軽減を図った。

◎乳児家庭全戸訪問事業の実施【健康保険課】

保健師や母子保健推進員が、生後1～2か月の乳児のいる家庭を訪問し、育児などの相談、子育て支援情報の提供等を行うことで母親の育児不安の軽減を図った。

◎乳児・1歳6か月・3歳児健康診査事業の実施【健康保険課】

発達段階に応じた健康診査を行うことで、疾病や発達の遅れを早期に発見して、乳幼児の健全な発育・発達を促すとともに、保護者の育児不安を軽減した。

◎乳幼児相談事業、母子健康教室事業の実施【健康保険課】

保健師、管理栄養士、助産師、言語聴覚士等により、育児相談、母親（両親）学級、遊びの教室、言語訓練などを行うことで乳児家庭全戸訪問事業、健康診査事業と併せ妊娠、出産、育児の各時期を通して一貫した健康づくり及び子育て支援を行った。このことにより、子育てをしている保護者の不安の軽減や子どもの心身ともに健やかな成長を促した。

◎保育所等訪問事業の実施【健康保険課・福祉課】

3歳児健康診査事業のフォロー事業として、町内の保育園・認定こども園に通う子どもの園での様子を把握することにより、健康診査の経過観察及び就学に向けた支援を行った。

▼発達障がいに係る専門的医療機関の確保【福祉課】

平成29年1月に総務省から「発達障害者支援に関する行政評価・監視結果に基づく報告」がなされたが、発達障がいの専門的医療機関が少ないという指摘があり、専門的医療機関の確保が急務となっている。本県においても同様の課題を抱え、診療予約がなかなか取れない状況にある。障がいの早期発見・早期療育につながる体制の整備が望まれる。

▼子ども家庭支援センターの拡充【福祉課】

子ども家庭センター「みらい」の認知度の高まりとともに生活困窮家庭や児童虐待などの相談案件が急増しており、児童虐待の通報による緊急対応、養育力の不足する家庭の長期・定期的な見守り支援など、業務量と比較して人員が不足している状況である。

▼「子ども食堂」など子どもの居場所の創出【福祉課】

経済的な理由や親が忙しく家庭での食卓を囲む機会が失われている子どもたちに食事と居場所を提供する「子ども食堂」や家でも学校でもない第三の居場所として学習支援や夕食提供、生活習慣の習得等を目指す「子どもの居場所」など、子どもの貧困対策や児童虐待、ひとり親世帯の支援としての新たな社会資源の創出が必要である。

▼乳幼児の健康増進【健康保険課】

乳幼児期は、生涯にわたり身体と心の健康づくりの基礎となる生活習慣を培う重要な時期であるため、疾病・異常の早期発見・早期対応、保護者の育児不安軽減を目的として、妊娠、出産、育児の各時期を通して一貫した健康づくり及び子育て支援を行う必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 児童虐待などに迅速かつ適切に対応するため、要保護児童対策地域協議会の適正な運用に努めます。
- 子ども家庭支援センターでの相談・支援を通して、子どもの健やかな成長を図ります。
- 子ども及びその保護者が、自らの選択に基づいて多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう利用者支援事業に取り組みます。
- 子どもの貧困対策に関する各種施策を総合的に推進します。
- 地域と連携した子どもの見守りや支援により、子どもの健やかな成長を図ります。
- 発達障がい児の早期発見・早期療育に繋がるよう、臨床心理士定期観察事業や就学に向けた園訪問による支援事業に取り組みます。
- 関係機関や西都児湯管内市町村と連携し、発達障がいに係る専門的医療機関の確保に努めます。
- 乳児家庭全戸訪問などのきめ細かいサービスを通して、育児相談や子育て支援情報の提供を行い、子育て家庭の不安軽減を図ります。
- 妊産婦、乳幼児の健康増進を図るため、妊産婦及び乳幼児健診等を実施します。また、年齢に応じた保健事業の充実を図り、健やかな子どもの成長を促します。

◆町民・事業者等としてできること

- 地域の子育て支援事業等に積極的に参加するよう心がけます。
- 子育てに関する不安や悩みは抱え込まず、民生委員・児童委員などに気軽に相談します。
- 保護者は、保育園などの行事に積極的に参加するなど、連携して子どもの健やかな成長に努めます。

②子育て家庭を支える環境の充実

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎ファミリーサポートセンターの設置【福祉課】

仕事の都合や育児疲れ、急用等により、一時的に子どもを預かって欲しいおねがい会員をおたすけ会員が支える育児の相互援助活動を行うネットワークづくりを行った。

◎幼児教育・保育の無償化【福祉課】

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、3歳から5歳までの保育所、認定こども園等を利用する子どもの利用料、住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもの利用料が無償化し、幼児教育の機会の保障及び子育て世代の経済的負担の軽減を図った。

◎延長保育の実施【福祉課】

町外事業所への就労や終業時間の都合により、保育園の就園時間内の送迎が困難な保護者に対して、延長保育を実施することで送迎時間を気にすることなく、安心して働くことができる環境を提供した。

◎休日保育の実施【福祉課】

日曜・祝日及び年末等、保護者の勤務等による休日保育のニーズに対応することで、保護者の保育に対する負担の軽減を図り、安心して働くことができる環境を提供した。

◎一時預かりの実施【福祉課】

専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や入院等に伴う一時的な保育、又は保護者の就労形態の多様化に伴う断続的な保育など、様々なニーズに応じた保育サービスを提供し、子育てをしている親の不安や負担の軽減を図った。

◎放課後児童クラブの実施【福祉課】

就業等により、家庭に保護者がいない小学生を預かることで、児童の健全育成を図り、保護者が安心して働くことができる環境を提供した。

◎病後児保育事業の実施【福祉課】

保育園等に預けることができない病気の回復期にある児童を預り、安心して働くことができる環境を提供した。

◎障害児通所支援事業所の確保【福祉課】※再掲

未就学児のための児童発達支援と就学児のための放課後等デイサービスを行う通所支援事業所を確保することで、町内の障がいのある子どもの療育支援と障がいのある子どもたちを持つ家庭の負担軽減を図った。

◎子ども医療費助成制度事業の対象年齢の拡充と無償化【福祉課】

子ども医療費助成制度の対象年齢を中学校修了前までに拡充するとともに医療機関等窓口での自己負担額を無償化したことで、子どもが病院にかかったときの負担軽減を図った。

▼ファミリーサポートセンターの適正な運営【福祉課】

おねがい会員とおたすけ会員の新しい組み合わせが増えていない。特定のおたすけ会員に負担が偏り、一方で登録してはいるものの利用されていない会員がいる。

組み合わせの固定化は、利用者が安心して預けることができる一方、馴れ合いにより宿泊など長時間にわたり預ける事例も発生している。

また、おたすけ会員が減少傾向であるため、改めておたすけ会員の養成を行うとともに、利用内容の適正化を図っていく必要がある。

▼放課後児童クラブの拡充【福祉課】

現在、放課後児童クラブは、2小学校、2保育園、1幼稚園、1児童館で実施しているが、利用対象者が小学校6年生まで拡充されたことや共働き世帯の増加等により、利用希望者は年々増加しており、新たなクラブの設置、既存クラブのクラス数等の拡充が必要である。あわせて、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく「一体型の放課後児童クラブ」及び「放課後子ども教室」の整備の検討が必要である。

▼発達障がいに係る専門的医療機関の確保【福祉課】※再掲

平成29年1月に総務省から「発達障害者支援に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」がなされたが、発達障がいの専門的医療機関が少ないという指摘があり、専門的医療機関の確保が急務となっている。本県においても同様の課題を抱え、診療予約がなかなか取れない状況にある。障がいの早期発見・早期療育につながる体制の整備が望まれる。

▼ひとり親家庭医療費助成の現物給付【福祉課】

子どもの貧困対策の一環として、現在、償還払いとなっているひとり親家庭医療費助成について、ひとり親家庭の負担軽減と受診抑制を防止し児童の福祉向上を図るため、給付方法の検討が必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

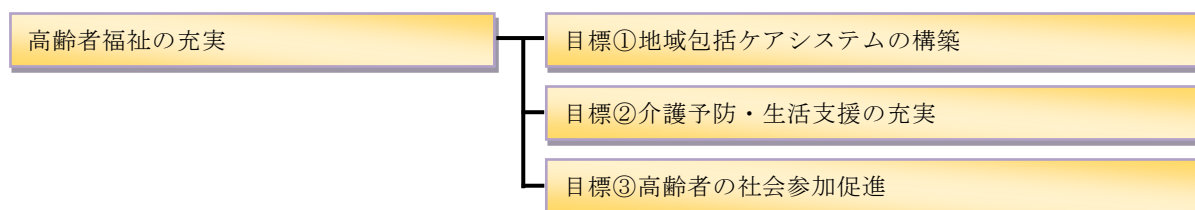
- ファミリーサポートセンター事業や子育て短期支援事業の利活用により、育児疲れ等の精神的・身体的負担の軽減を図ります。
- 保護者が心のゆとりを持って子育てができ、育児と仕事等の社会的活動が両立できる環境づくりのため、放課後児童クラブの拡充に努めます。
- 就労形態の多様化に対応する保育環境を維持するため、特別保育を実施します。
- 障がい児の通所支援事業所を町内に確保するよう努めます。
- 児童手当や子ども医療費助成などによる子育て家庭の経済的な負担軽減を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

- 将来を担う子どもを大切に、地域ぐるみで子育てに取り組めます。
- ファミリーサポートセンター事業の必要性を理解し、「おたすけ会員」への登録に努めます。
- 事業所等は、仕事と家庭の両立を積極的に支援します。
- 子育て家庭への支援制度に対する理解を深めます。

(2) 高齢者福祉の充実

【施策の体系】



①地域包括ケアシステムの構築

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎高齢者に関する総合相談窓口の設置【健康保険課】

地域包括支援センターを高齢者に関する総合相談窓口として位置づけ、介護サービスに関する相談はもとより、高齢者の権利擁護、虐待に関する相談等へ対応するための体制を整備し、人員増により体制を強化した。

◎高齢者の自立支援のためのサービス提供【健康保険課】

福祉用具の購入や住宅改修のサービスを提供することで、高齢者の自立を支援し、安心して在宅生活を送る環境整備を行うとともに、介護する家族の負担軽減を図った。

◎地域密着型小規模多機能型居宅介護施設の整備【健康保険課】

地域密着型小規模多機能型居宅介護施設の開設に向けて備品等の整備を支援し、住み慣れた地域で必要なときに必要なサービスを受けられる体制の整備を進めた。

◎高齢者見守り体制の充実【健康保険課】

緊急通報や健康相談ができる緊急通報システムを設置し、高齢者のみの世帯等でも、自立して安心した日常生活をおくるための体制を整備するとともに、高鍋町あんしん見守りネットワークや高齢者等発見ネットワークを構築し、地域住民や民間事業者等と連携して地域社会全体で高齢者、子どもや障がい者等、誰もが安心して生活できる環境を整備した。

◎認知症地域支援体制の充実【健康保険課】

事業所、各種団体、小中学校等で認知症サポーター養成講座を開催し、認知症への理解を深めるとともに、社会福祉協議会及び高鍋町認知症介護者のつどいと連携し、認知症介護者のつどいの毎月開催、徘徊模擬訓練の実施、オレンジカフェ（認知症カフェ）の開設など地域全体で認知症の方やその家族の方を支える体制の充実を図った。

◎介護者の負担軽減【健康保険課】

社会福祉協議会と連携し、認知症介護者のつどいを毎月開催することで、介護者の心のケアに努めた。

また、認知症ケアパスを作成し、認知症への理解を深め、認知症の程度に応じた適切な対応や相談先を周知することにより介護者の負担を軽減した。

▼高齢化の進展による介護給付費の増加【健康保険課】

高齢化の進展により、介護サービス受給者、介護給付費が増加している。今後、介護予防事業の充実による介護サービス受給者、介護給付費の抑制が必要である。

▼高齢者の生活環境の充実【健康保険課】

介護保険事業の対象とはならない高齢者に対する、QOLを維持するために必要な福祉用具の購入等の支援強化が必要である。

▼対応困難ケースの増加【健康保険課】

高齢化の進展に伴い、支援してくれる家族等のいない高齢者が増加している。今後、施設入所等の対応が難しいケースが増加すると懸念されるため、様々な高齢者に対応できる体制の構築が必要である。

▼独居高齢者への働きかけ【健康保険課】

介護予防事業の取り組みに合わせて、閉じこもり、うつ、認知機能の低下等の可能性のある高齢者の早期発見・早期対応を可能にする体制の整備が必要である。

▼地域包括ケアシステムの構築【健康保険課】

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 介護保険制度の趣旨の啓発に努めます。
- 介護サービス基盤の整備に努めます。
- 介護サービスの質の向上に努めます。
- 介護保険の給付適正化に努めます。
- 地域密着型サービスの充実を図ります。
- 経済的な理由や家族等の支援が困難な高齢者に対する福祉サービス体制の構築に努めます。
- 地域包括支援センターの充実を図り、在宅福祉等の相談やサービスが総合的に提供できる体制づくりを推進します。
- 一人暮らし高齢者等を、地域全体で支え合っていく体制の確立に努めます。
- 日常生活自立支援事業や成年後見制度など高齢者の権利擁護を周知し、利用促進を図ります。
- 地域で安心して日常生活が送れるよう、緊急通報システムの普及を図ります。
- 在宅医療介護連携推進事業により切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築に努めます。
- 認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の正しい理解の普及に努めます。
- 認知症介護者のつどいを毎月開催し、介護者の心のケアに努めます。
- 認知症地域支援推進員と認知症初期集中支援チームを連携させ、認知症の予防や早期発見による重症化予防に努めます。
- 閉じこもり、うつ、認知機能の低下等の可能性のあるひとり暮らし高齢者の早期発見、早期対応に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 高齢者を地域全体で支え合います。
- 介護サービス事業者は、利用者が満足する質の高いサービスの提供に努めます。
- 日頃から介護予防や健康づくりに努めます。
- 悩みや不安は抱え込まず、気軽に相談します。

②介護予防・生活支援の充実

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎介護予防サービスの提供【健康保険課】

いつまでも元気でいきいきと自立した生活ができるよう、健康寿命延伸につながる取り組みとして、ノルディックウォーキング教室、楽々体操、元気アップ教室を実施するとともに、住民主体の介護予防活動として、いきいき百歳体操の普及に取り組んだ。

◎介護予防の啓発【健康保険課】

運動機能向上のための介護予防パンフレットを作成し、出前講座等で幅広く活用することにより、介護予防の推進、啓発を行った。

◎介護予防の取り組み強化【健康保険課】

住民主体の介護予防活動であるいきいき百歳体操参加者を対象に、体力測定による効果の確認、管理栄養士による栄養状況の確認を行い、個人に応じた指導、助言を行った。

◎高齢者見守り体制の充実【健康保険課】※再掲

緊急通報や健康相談ができる緊急通報システムを設置し、高齢者のみの世帯等でも、自立して安心した日常生活をおくるための体制を整備するとともに、高鍋町あんしん見守りネットワークや高齢者等発見ネットワークを構築し、地域住民や民間事業者等と連携して地域社会全体で高齢者、子どもや障がい者等、誰もが安心して生活できる環境を整備した。

▼閉じこもりの防止【健康保険課】

高齢者クラブや各種社会活動に参加しない閉じこもりがちな高齢者に積極的に関わり、各種活動への参加を促し、生きがいつくりや介護予防を推進していく必要がある。

▼感染症対策に留意した介護予防事業の実施【健康保険課】

住民主体の介護予防活動の広がりと共に、お互いを見守る地域づくりが進みつつあったが、新型コロナウイルス感染症の発生により人との接触、交流の機会が減少することとなった。重症化リスクの高い高齢者の健康を守りつつ、地域とのつながりを維持しながら行う介護予防事業を検討する必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 保健・医療・福祉の連携による介護予防・日常生活支援事業を推進します。
- 筋力向上トレーニングやプールを活用した水中運動等による健康づくりを推進します。
- いきいき百歳体操等の各地域での普及により、介護予防に努めます。
- 生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の把握やニーズと資源のマッチングなど生活支援等サービスの提供体制を整備します。
- 閉じこもりがちな高齢者に積極的に関わり、各種活動への参加を促します。
- 民間事業者や各種団体と連携した地域見守り活動を推進します。

◆町民・事業者等としてできること

- 積極的に介護予防事業や健康づくり事業、地域活動等に参加します。

③高齢者の社会参加促進

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎高齢者クラブ活動の支援【健康保険課】

社会福祉協議会と連携し、グラウンドゴルフ大会、福祉・スポーツ大会や作品展示会等を開催することにより、高齢者クラブ活動の活性化を図り、高齢者の生きがいつくりや健康づくり等を推進した。

◎高齢者等多世代交流施設の利用促進【健康保険課】

高齢者等多世代交流施設を子どもから高齢者まで、健常者から障がい者までが気軽に集えるサロンのような場所として活用した。

また、令和2年度から指定管理者による施設の管理運営を行うこととし、効果的な管理運営を行った。

◎シルバー人材センター等との連携による社会参加の推進【健康保険課】

高齢者の能力を生かした活力ある地域づくりを推進し、高齢者の生きがい及び社会参加の機会を確保した。

▼高齢者の雇用対策【健康保険課】

元気な高齢者の経験や技術、知識を生かし、社会参加の場を提供するため、シルバー人材センター会員の就業機会の確保や拡大に向けた新規事業創出が必要である。

▼高齢者クラブ活動の活性化【健康保険課】

高齢者の生きがいと健康づくり、また支え合える地域づくりのため、高齢者クラブの活性化が必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 高齢者同士の交流を図るため、高齢者クラブの活動を支援します。
- スポーツや文化活動を通して、高齢者の能力や経験が生かされる地域づくりに努めます。
- ふれあい交流センターを活用し、高齢者から子ども、健常者から障がい者（児）までが気軽に集える環境づくりに努めます。
- シルバー人材センターと連携し、高齢者の能力を生かした就業機会の確保を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

- 高齢になっても様々な活動を通じて交流を図り、生きがいづくりに努めます。
- 事業者は、高齢者の雇用に努め、その持てる能力を活用します。

(3) 障がい者（児）福祉の充実

【施策の体系】

障がい者（児）福祉の充実

目標①障がい者（児）の自立と地域における生活支援体制の確立

①障がい者（児）の自立と地域における生活支援体制の確立

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎高鍋町障がい者自立支援協議会の設置【福祉課】

障がい福祉施策の諮問機関である自立支援協議会を設置し、就労・当事者・事業所・教育・農業などの関係機関と協議を行うことで、障がい者（児）の自立と社会参加促進のための課題抽出や不足している社会資源等の協議・検討を行った。

◎障がい者の雇用機会の拡大【福祉課】

就労系サービス事業所やハローワーク、たかなべ障がい者就業・生活支援センターなどの雇用関係機関と協議・連携を行った。また、町内の就労系サービス事業所新設により、障が

い者の就労訓練及び雇用の場の拡大を図った。

◎基幹相談支援センターの設置【福祉課】

身体・知的及び精神障がい者（児）やその家族等の総合相談窓口として基幹相談支援センターを設置し、日常生活における幅広い支援や情報提供を行った。また、障がい者（児）虐待防止の通報窓口として相談受付や虐待防止啓発を行い、制度の周知を図った。

◎物品調達推進方針の作成及び公表【福祉課】

毎年度、本町における物品調達の実績や方針を作成し公表することで、障がい者就労施設等からの物品調達の促進を図った。

◎自発的活動支援事業補助金の交付【福祉課】

障がい者（児）やその家族及び地域住民等による自発的な取り組みを支援する補助金を交付し、ピア活動や地域ボランティア活動の推進を図った。

◎理解啓発促進事業の実施【福祉課】

パンフレットを作成し、出前講座での活用や自治公民館長へ配付・説明を行うとともに、高鍋城灯籠まつりに当事者ブースを設け、チラシの配布等の啓発活動を行い、「障がい」や「障がい者（児）」に対する理解を深めた。

◎発達障がい児への支援【福祉課】

発達障がい児・者親の会「キャンパス☆キッズ」に補助金を交付し、「障がい児・者地域コミュニティあかとんぼ」の円滑な運営に寄与するとともに、障がい児・者やその家族、支援者の相談支援を行った。

◎在宅障がい者（児）と介護者の負担軽減【福祉課】

居宅介護サービス（入浴等の身体介護、掃除・調理等の家事援助）、短期入所サービスの利用や住宅改造補助事業、重度障害者（児）等在宅介護手当支給、その他のサービス提供により、障がい者（児）と介護者の日常生活における負担軽減等を図った。

◎計画相談の完全導入【福祉課】

障害福祉サービスや障害児通所支援サービスを利用する障がい者（児）に計画相談を完全導入したことにより、対象者の状況や要望を詳細に把握することができ、障がい者（児）や家族のニーズにあったサービスの周知・利用の促進を図った。

◎たか鍋まごころサポーター（精神保健福祉ボランティア）養成講座の開催【福祉課】

障がい者（児）の地域での良き理解者・支援者となり、ともに暮らしやすい地域づくりを目指す人材（ボランティア）を育成する養成講座を開催することにより、障がい者等への理解促進を図った。

◎重度心身障害者（児）医療費助成事業の現物給付方式への変更【福祉課】

重度心身障がい者（児）の医療費負担軽減を図るため行っている重度心身障害者（児）医療費助成について、令和2年8月外来診療分から現物給付方式へ変更し、申請手続き及び経済的負担の軽減を図った。

▼障がい者の自立と雇用確保【福祉課】

就労系サービス事業所は増加傾向にあるが、障がい者を雇用する一般企業はまだまだ少なく、働く場の確保が難しい。障害年金以外の収入確保が難しいため自立が困難である。

▼権利擁護の推進【福祉課】

知的障がい者や精神障がい者の成年後見制度の更なる利用促進に向けた啓発や周知が必要である。また、障がい者（児）虐待防止に向けた更なる啓発や周知が必要である。

▼難病患者への障害福祉サービス等の周知【福祉課】

法律改正により難病患者も障害福祉サービス等の利用が可能となったが、実際の利用が低調であるため、利用促進に向けた啓発や周知が必要である。

▼障害者差別解消法の周知【福祉課】

平成 28 年 4 月 1 日に施行された「障害者差別解消法」について十分な周知がなされていないため、更なる制度周知を図る必要がある。

▼地域移行・定着の推進【福祉課】

障害者基本計画（国）や宮崎県障がい福祉計画において、長期施設入所者や長期入院者を地域へかえす成果（数値）目標が設定されており、地域移行から地域への定着までの実効性のある対策が必要である。

▼グループホームの不足【福祉課】

地域で生活する場であるグループホームが不足しており、待機状態の方がいる。地域移行・定着の推進のためにグループホームの確保が必要である。

▼重度障がい児のサービス事業所の不足【福祉課】

児童発達支援や放課後等デイサービスなど、障がい児を療育する障害児通所支援サービス事業所が現在町内に 4 事業所ある。以前よりは増加したが、医療的ケアが必要な重度の障がい児を預かることができる事業所はない。今後、サービス事業所の確保を図っていく必要がある。

▼計画相談支援事業所の確保【福祉課】

町内の計画相談支援事業所は、現在 2 事業所のみとなっており、相談支援体制の充実を図るために計画相談支援事業所を確保する必要がある。

▼地域生活支援拠点等の整備【福祉課】

障がい者（児）の地域生活支援を目的に、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる体制を整備する必要がある。

▼精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【福祉課】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 「障がい」や「障がい者（児）」に対する理解が一層深まるよう、町民への意識啓発を図ります。
- ハローワークなど関係機関と連携し、障がい者の雇用機会の拡大に努めます。
- 障がい者（児）への情報提供や日常生活での支援など、幅広い施策に取り組みます。
- 障がい者（児）への広報や情報提供を行うために欠かせない手話や点訳等の各種ボランティア団体の活動を支援します。
- 知的障がい者や精神障がい者の成年後見制度の利用促進を図ります。
- 難病患者への障がい福祉サービスの啓発・周知を図ります。
- 障がい者（児）の虐待防止に向けた啓発や制度の周知を図ります。
- 障がい者就労施設等からの物品の調達に努めます。
- 障がい福祉サービスの充実を図るとともに、地域生活支援事業の充実にも努めます。
- 関係機関と連携を図り、障がい者（児）の地域生活への移行を支援します。
- 地域生活におけるサポート体制の整備等、地域に定着するための支援体制の充実にも努めます。
- 障がい福祉サービスの利用促進に向けた周知・啓発を行います。
- 就労系事業所やグループホーム事業所の確保及び充実にも努めます。
- 本町の強みを活かした機能を有する面的な地域生活支援拠点等の整備に、圏域で率先して取り組みます。
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保にも努めます。
- 医療的ケア児支援のための関係機関（保健、医療、障害福祉、保育、教育等）の協議の場を設置します。

◆町民・事業者等としてできること

- 障がい者（児）への正しい理解と必要な手助けを自然に行える「心のバリアフリー」に努めます。
- 事業主は、障害者雇用促進法に基づき、障がい者の雇用にも努めます。
- 障がい者（児）への理解を深め、地域で見守り、支え合う体制づくりに努めます。
- 障がい者（児）が気軽に立ち寄れる居場所づくりに努めます。

(4) 地域福祉活動の推進

【施策の体系】

地域福祉活動の推進

目標①地域福祉活動の推進

①地域福祉活動の推進

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎生活困窮者に対する支援【福祉課】

生活保護申請受付をはじめ、生活保護に至っていない生活困窮者の衣・食・住の確保や就労等の問題について相談に応じ、福祉事務所や社会福祉協議会等との連携により、最低生活の保障及び自立に向けた支援を行った。

また、平成30年6月に改正された生活困窮者自立支援法に基づき、支援につながっていない生活困窮者を把握し、相談支援につなげることを目的として、令和元年度に高鍋町生活困窮者支援会議（事務局：児湯福祉事務所）を設置し、関係機関との情報交換及び連携を図った。

◎地域福祉の担い手づくりの推進【福祉課】

ボランティアセンター事業において、ボランティアの養成をはじめ、ボランティア活動を体験する機会の提供、活動の拠点となる場所・活動情報のPR等を行い、福祉団体やボランティアの活動を支援することで、地域福祉の担い手づくりの推進を図り、助け合い支え合うまちづくりの実現に寄与した。また、小・中・高生に対する福祉教育を推進した。

◎民生委員・児童委員の確保と活動支援【福祉課】

民生委員・児童委員が活動を円滑に行うため、必要な支援や情報の提供、働きかけを行い、民生委員・児童委員の負担軽減を図った。

令和元年度の民生委員・児童委員一斉改選では、定数を確保することができた。

◎ふれあい総合相談事業の実施【福祉課】

総合相談支援センター「架け橋」で、心配ごと相談・法律相談・人権相談等の各種相談窓口を開設し、専門の相談員による問題解決を図った。

また、同センター内に併設している「地域包括支援センター（介護・高齢者）」「基幹相談支援センター（障がい者）」「子ども家庭支援センター」も相互に連携し、さらにきめ細やかな支援に結び付けることができた。

▼生活困窮者自立支援制度への対応【福祉課】

生活困窮者の課題は多様で複合的であるため、制度の狭間に陥らないよう広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題など多様な問題に対応するための包括的支援体制の構築が求められている。

本町における相談支援体制の整備、また、児湯福祉事務所と連携した事業の実施等について、検討が必要である。

▼社会福祉協議会の組織強化と活動の充実【福祉課】

社会福祉協議会が、今後とも地域福祉の中核的団体としての使命を果たしていけるよう、その存在意義を高めるための活動の充実、組織経営等の改善を図っていく必要がある。

▼権利擁護の推進【福祉課】

今後、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用の増加が見込まれるが、制度に対する理解が進んでいない状況である。権利を擁護する必要がある場合に必要な支援が行えるよう、相談支援体制の構築や啓発活動の推進等、利用促進に向けた取り組みが必要である。

令和3年度から児湯郡5町1村広域で開設予定の(仮称)こゆ成年後見支援センターと連携して、権利擁護の推進を図っていく必要がある。

▼社会福祉法人等による地域貢献活動の促進【福祉課】

地域社会におけるニーズが多様化しており、行政や社会福祉協議会だけでは対応が難しい問題事案(ゴミ屋敷、子どもの貧困対策等)が増加している。子どもや高齢者、健常者や障がい者などの垣根を越えて、地域社会全体で対応する体制の整備が望まれる。

▼地域福祉の担い手づくりの推進【福祉課】

地域における様々な支え合い・助け合いの活動の多くは、民生委員・児童委員や自治公民館の役員など地域の一部の方たちにより成り立っている。

人口減少社会においては、地域の支え合い・助け合いを必要とされる方が増える一方で、地域福祉を担う方たちの高齢化や後継者不足の問題が懸念される。

今後の地域福祉を担う人材を育成するとともに、より多くの人材を地域に確保できるような取り組みが必要である。

【施策(目標)を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

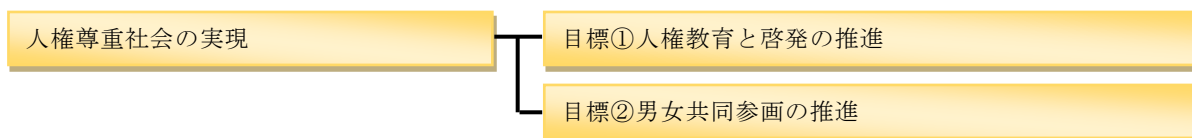
- 「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制構築に努めます。
- 地域福祉に対する理解と意識の高揚を図るため、研修会の開催や広報を通じて啓発活動を推進します。
- 地域に密着した福祉活動の推進を図るため、社会福祉協議会機能の充実強化に向けた取り組みを支援します。
- 地域福祉の充実のため、民生委員・児童委員や地区公民館などの連携強化を図り、誰もが地域で安心して生活できる体制づくりに努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 地域における様々な課題を解決するために、地域一体となって連携し、住みよい地域づくりを図ります。
- 社会福祉協議会において地域福祉計画に基づく地域福祉活動計画を作成し、地域福祉の推進に向けた具体的取り組みを進めます。

(5) 人権尊重社会の実現

【施策の体系】



①人権教育と啓発の推進

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎人権啓発活動の実施【総務課】

人権擁護委員の日（6月1日）、人権週間（12月4日～12月10日）に併せて人権擁護委員の協力のもと街頭啓発を実施した。啓発グッズやパンフレット等の配布を行い、人権意識の高揚を図った。

◎夏休みふれあい映画祭の開催【総務課】

人権意識の高い子どもの育成を図るため、小・中学生を対象に人権啓発映画を上映する夏休みふれあい映画祭を開催した。同時にチラシ等を配布するなど啓発も行った。

◎高鍋城灯籠まつりでの啓発活動の実施【総務課】

高鍋城灯籠まつりの開催にあわせて、啓発物品を配布するなど人権意識の高揚を図った。

◎人権・なやみごと相談所の開設【総務課】

毎月1回、人権・なやみごと相談所を開設し、虐待、差別、いじめ・体罰、離婚、相続問題、金銭トラブル等の多様な相談に対して、人権擁護委員が問題の整理やアドバイスを行い相談者の不安解消や問題の解決を図った。

◎いきいきふれあいリレー啓発展の開催【総務課】

毎年、役場ロビーで人権問題に関連した啓発パネルの掲示やパンフレット等の配付を行い、人権の啓発を図った。

◎「人権の花」運動の実施【総務課】

子どもが協力し合いながら花を育てることによって、子どもたちに思いやりの心を育ててもらふことを目的とした「人権の花」運動を実施し、人権に対する意識の醸成を図った。

▼町民の人権意識の高揚【総務課】

人権に関する教育や啓発活動は、学校教育や社会教育など各所で取り組んでいるが、今なお様々な問題が存在しており、人権を尊重する意識が浸透しているとは言い難い状況にある。更なる人権意識の高揚を図るため、学校や家庭などあらゆる場面での人権教育を進めていく必要がある。

▼人権問題に関わる指導者の育成【総務課】

同和問題をはじめ様々な人権問題の解決に向けて、職場や地域において人権啓発の指導者育成を図る必要がある。

▼障害者差別解消法の周知【福祉課】※再掲

平成28年4月1日に施行された「障害者差別解消法」について十分な周知がなされていないため、更なる制度周知を図る必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 差別のない地域社会をつくるため、人権尊重を推進します。
- 広報啓発活動を推進し、人権意識の高揚と差別意識の解消に努めます。
- 同和問題をはじめ様々な人権問題の解決に向け、職場や地域において人権啓発に関わる指導者の育成を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

- 人権を尊重し、思いやりをもって行動します。
- 講演会等への積極的な参加や家庭における人権教育に取り組みます。

②男女共同参画の推進

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎高鍋町男女共同参画推進条例の策定【総務課】

男女共同参画社会の形成について、基本理念を定め、町、町民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の基本となる事項を定め、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする条例の制定を行った。

▼各種審議会等の女性登用【総務課】

本町のあらゆる施策に男女共同参画を反映させていくため、各種審議会委員への女性登用を図っているが、高鍋町男女共同参画プランでの女性登用率目標 30%には達していないため、更なる登用を図る必要がある。

▼団体等との連携・支援による男女共同参画社会の推進【総務課】

男女共同参画社会の推進には、地域における多様な主体との連携・協働による様々な場面での学習・啓発活動が効果的であるため、連携や支援の対象となる団体等の育成を図っていく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 男女が性別にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動を推進します。
- 各種審議会や委員会委員など様々な分野への女性の積極的な参画を支援します。
- 性別にとらわれることなく、幅広い人材の活用・登用に努めます。

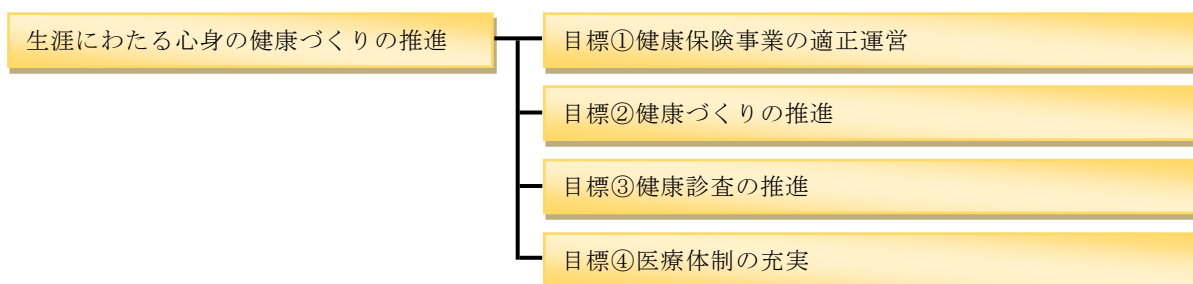
◆町民・事業者等としてできること

- 男女がお互いを尊重し、家庭や地域で支え合いながらその個性と能力を十分に発揮できる社会づくりに努めます。
- 事業者は、男女共同参画社会にふさわしい職場づくりを目指します。

3-2 健康に暮らせるまち

(1) 生涯にわたる心身の健康づくりの推進

【施策の体系】



①健康保険事業の適正運営

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎医療費適正化への取り組み【健康保険課】

適正受診等についてのチラシを作成し、保険証発送時に同封した。その他啓発パンフレットも活用して、様々な呼びかけを心掛けている。特にジェネリック医薬品の使用を促進するため、保険証交付時に使用促進記載のカードケースを配布、また対象者には使用した際の差額について通知した。

◎重複・頻回受診及び重複服薬者等訪問指導事業【健康保険課】

国民健康保険被保険者のレセプトデータ等の分析から、重複・頻回受診者等へ保健師や薬剤師等による訪問を行い、適正な受診・服薬についての指導や健康相談を行った。

◎温泉無料保養券の交付【健康保険課】

後期高齢者を対象に、健康づくりへの寄与を目的として、年に6回分の温泉無料保養券を交付した。

▼医療費の適正化【健康保険課】

多受診や重複受診の問題だけでなく、同一月内に同一薬剤を複数医療機関から処方される重複服薬は、健康被害のリスクが高くなることから、県とも連携し重複調剤、多剤併用の解消につとめていくことが必要である。また日ごろの正しい生活習慣や年に1回の健診受診の重要性について啓発していくことが必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 医療費の適正化などによる国民健康保険・後期高齢者医療保険特別会計の財政基盤強化と長期的・安定的運営を図ります。
- 特定健診受診率向上のため、受診しやすい環境づくりと健診内容の充実を図ります。
- 健診の推奨やかかりつけ医の重要性を啓発・周知します。

◆町民・事業者等としてできること

- 医療保険や介護保険への正しい理解を深め、生活習慣の改善や予防活動に努めます。
- 医療費の適正化を図るため、ジェネリック医薬品を利用します。

②健康づくりの推進

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎健康づくり計画の見直し【健康保険課】

生活習慣病を予防し、町民が健やかに心豊かに生活するために、健康づくりの3本柱「栄養・運動・休養」と健康診査受診等の予防活動を、ライフステージごとに具体的にまとめ平成24年4月に策定した「高鍋町健康づくり計画」の中間評価と見直しを平成29年3月に行った。

◎母子保健事業の推進【健康保険課】

子どもが健やかに生まれ育つことを目指し、妊娠、出産、育児の各時期を一貫して支援するため、母子健康手帳交付から、母親（両親）学級・乳幼児健康診査・乳幼児相談・各種教室などを行うことで、保護者の不安の軽減や子どもの心身ともに健やかな成長を図った。

◎生涯にわたる健康づくりの推進【健康保険課】

がん検診などの各種検診や検診後のフォローを行うとともに、各地区婦人部や各団体で健診の必要性や生活習慣病予防、心の健康づくりについての出前講座・出前健康相談を行い心身の健康づくりを図った。

◎感染症の予防と拡大防止対策の推進【健康保険課】

高齢者に対しては、インフルエンザや肺炎球菌予防接種事業、結核検診を行った。また、41歳から58歳の成人男性に対し、風しん抗体検査、MR定期予防接種を行い、乳幼児に対しては、定期予防接種の実施のほか、おたふくかぜ等の任意予防接種を行った。これらの取り組みにより感染症の予防と拡大防止を図った。

◎自殺予防・こころの健康づくり対策の推進【健康保険課】

講演会の開催や各地区や団体での出前講座を実施するとともに、こころの健康づくりやこころの健康相談窓口等に関するリーフレットを全戸配布し、自殺予防やこころの健康づくり対策の推進を図った。

また、自殺対策の礎となる高鍋町自殺対策計画を平成30年度に策定した。

◎高鍋町食育推進計画に基づく事業の推進【健康保険課】

町民が「食」に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することにより、健康で豊かな生活を送ることができるようにするため、高鍋町食育推進計画に基づき保育園・幼稚園、学校、子ども会、その他団体での調理実習・講話等の出前講座を実施した。また、行政だけではなく児湯農業協同組合など各種団体と連携して食育に関する事業を展開し、食育の推進を図った。

◎健康づくりセンタープールの活用【健康保険課】

プールの管理運営を委託している事業者が行う水中運動等の教室を周知し、参加を促すことで、町民の健康増進や体力の向上を図った。

◎スマートウエルネスシティ事業の推進【地域政策課】

スマートウエルネスシティ構想に基づく、まちづくりを進めるため「スマートウエルネスシティ首長研究会」に加盟し、全国の志を同じくする多くの自治体や研究機関とも連携して健康のまちづくりに取り組むための研究を行った。

▼健康寿命の延伸【健康保険課】

子どもから高齢者まで全ての町民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現するために、生活習慣病の発症・重症化の予防や改善など健康寿命延伸に向けて、健全な食生活や運動習慣定着のための取り組みが必要である。

▼健幸に対する意識の差の解消【健康保険課】

個々人が健康かつ生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営むことができるよう、様々な施策を講じているが、健幸に対する関心の個人差が大きい。関心のない者の意識を変える取り組みを検討するとともに、意識しなくても普段の生活を送ることが健幸につながるような仕組みづくりを全庁を挙げて検討することが必要である。

▼スマートウエルネスシティ事業の推進【地域政策課・健康保険課】

スマートウエルネスシティ構想に基づく、まちづくりを推進するため、組織体制の構築や町民の意識の醸成を図る必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 健康づくりセンター内プールを活用した参加しやすい運動教室の実施に努めます。
- 子どもから高齢者まで一貫した健康づくり体制が重要であるため、ライフステージに応じた食事や運動をはじめとする望ましい生活習慣づくりを推進します。
- スマートウエルネスシティ構想に基づく、まちづくりを推進します。

◆町民・事業者等としてできること

- 定期的な運動やバランスのとれた食生活により、いつまでも元気で自立した生活が過ごせるよう、健康づくりに努めます。

③健康診査の推進

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎健康診査の充実【健康保険課】

30歳及び35歳を節目年齢として特定健診と同じ内容の健康診査を行い疾病の早期発見、早期治療を図り、健診結果に応じた保健師等による保健指導を実施した。

◎各種検診の実施と受診率向上への取り組み【健康保険課】

大腸・子宮頸・乳がん検診については、集団検診のほか、より受診しやすいように医療機関での個別検診も実施した。

また、特定健診と併せて集団がん検診・肝炎ウイルス検査を行うことで、受診率の向上に努めた。

◎特定健診受診率向上の取り組み【健康保険課】

国民健康保険被保険者の特定健康診査を実施している。受診率向上のため、節目年齢を設定したエコー検査のほか、心電図・貧血検査の実施、胃がんリスク検診（ABC検診）、尿蛋白定量検査の導入、特定健診の無料化、まいづるカード会と提携したオプション検査費用の助成、高鍋信用金庫と提携した定期預金利率の優遇制度など魅力ある健診を目指した。

◎特定健康診査時の保健・栄養指導の充実【健康保険課】

食品を展示し、栄養のバランス・一日の必要量・エネルギー量を視覚的に伝えることで、食生活習慣を見直すための取り組みを行った。また、健診の継続受診や生活習慣病予防等のスライドを作成し、受診者全員に見てもらうなど指導の充実に努めた。

◎特定保健指導および健診事後指導の充実【健康保険課】

特定保健指導の対象者には、栄養や運動について個々に応じた指導を行い、生活習慣病の予防につなげた。また、保健指導を受けた方にオプションとして糖負荷検査やプールの利用券、健康グッズ等を配布し、指導を受けやすい環境づくりが図られた。また、特定保健指導対象者以外の事後フォローが必要な人には、病院受診勧奨や生活習慣の改善を促した。

◎生活習慣病重症化予防の取り組み【健康保険課】

健診結果データやレセプトデータを分析し、治療中断者や病院未受診者への病院受診を勧奨するために、受診勧奨ハガキの送付や保健師や管理栄養士による訪問指導を実施した。

▼各種がん検診の実施体制の整備【健康保険課】

国の指針の動向を踏まえ、がん検診の実施体制を検討していく必要がある。また、対象者の把握と未受診者への受診勧奨のあり方についても検討が必要である。

▼特定健康診査未受診者及び特定保健指導未利用者に対する対策【健康保険課】

健診受診者は増加しているが、年1回の継続受診につながっていない場合も多い。インセンティブ事業を充実させ、魅力ある特定健康診査及び特定保健指導を実施し、受診率及び利用率向上を目指す必要がある。

▼健診受診後の特定保健指導や生活習慣病予防の継続的支援【健康保険課】

重症化予防や、生活習慣病の改善には継続的なフォローが必要である。また、長年積み重ねてきた生活習慣の改善は困難なため、子どもの頃からの生活習慣病の予防に対する意識付けが必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 各年齢層に応じた疾病の早期発見、早期治療のための特定健診及び各種健（検）診を実施します。
- 重症化予防や生活習慣病の改善のため、健診受診後も継続的な保健指導に努めます。
- 特定健康診査未受診者の調査分析を行い、受診率の向上に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 病気の早期発見・早期治療のため、自ら健康診査等を受診します。

④医療体制の充実

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎適正な医療サービスに向けた医療体制・医療施設の整備充実【健康保険課】

医師会、歯科医師会、高鍋保健所等の関係機関と連携し、住民が安心して医療サービスを受けることができる高度な医療体制・医療施設の整備が図られた。

◎救急医療体制の整備【健康保険課】

西都児湯医療センターや宮崎市夜間急病センターの休日、祝日及び夜間における急病救急診療運営費やドクターヘリ運行経費の一部を負担することで救急医療体制を整えることができた。

▼高度医療の充実、救急医療体制の整備【健康保険課】

必要な医療を適切に受けられる体制を構築するため、更なる高度医療の充実、救急医療体制の整備が必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 町民に適正な医療サービスを提供するため、医師会や保健所等の関係機関と連携しながら救急医療体制の充実を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

- 安心して地域生活が送れるよう、かかりつけ医を持ちます。